

# 使用済小型電子・電気機器を無償回収します

現在、『燃やさないごみ』として収集している小型電子・電気機器に含まれる希少金属類の再生利用、リサイクルを目的として、対象小型家電の無償回収を来年1月から試験的に行います。

- 無償回収開始日・・・平成23年1月6日（木）から  
\*開庁日に限る
- 無償回収の方法・・・役場庁舎1階に設置の回収ボックスへ入れてください  
(30cm×30cm(投入口の大きさ)以下の大きさのものに限ります。)



## ● 対象品目

小型電子・電気機器	電子・電気機器 付属品
CD・MD・MP3・音楽プレイヤー ビデオカメラ、デジタルカメラ DVDデッキ、携帯映像プレイヤー ゲーム機、ポータブルゲーム機、ゲームコントローラー 電卓、電子手帳、電子辞書 カーナビ、カーテレビ、カーオーディオ、カーDVD、ETC インターホン、携帯電話、電話機(子機含む)、ファクシミリ 携帯ラジオ 小型液晶テレビ(携帯型、浴室用の埋め込み型) チューナー(デジタル・CATV) パソコン部品・周辺機器(プリンター除く)、無線LAN HDドライブ(外付け・内蔵) CD・DVDドライブ、カードリーダー ワープロ、ICレコーダー	充電器 ACアダプター 通信ケーブル 接続コード ゲームソフト(CD-ROM除く) リモコン 小型ヘッドホン、イヤホン 各種メモリー ・USBメモリ ・コンパクトフラッシュ ・スマートメディア ・SDカード ・メモリースティック

- 回収ボックスに入らない大きさのものは、お問合せください。
- パソコンのデータや携帯電話のメモリーなどの個人情報確実に処理されますが、搬出者自身でも可能な限り消去してから廃棄してください。

## ✕ 対象外品目

家電リサイクル法対象機器	パソコンリサイクル法対象機器
ブラウン管・液晶・プラズマテレビ 冷蔵庫 冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機 エアコン	デスクトップパソコン ノートブックパソコン CRTディスプレイ 液晶ディスプレイ CRTディスプレイ一体型パソコン 液晶ディスプレイ一体型パソコン

✕ ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、ブルーレイディスクなどの記録媒体

問 合 せ 先 住 民 課 住 民 環 境 係 ☎ (574) 2213

# 年金の請求をお忘れではありませんか？

お心当たりのある方は、お早めにご相談ください。

## 1 年金の加入期間が25年未満の方へ

- 年金の加入期間が25年未満でも、カラ期間\*と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。  
\*カラ期間の例：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など
- 生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合\*があります。  
\*誕生日が昭和27年4月1日以前生まれで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

## 2 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ

- 70歳になっても、年金は自動的に支払われません。
- 年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

## 3 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

- 「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。
- 片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

## 4 厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

- 厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金\*」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。  
\*特別支給の老齢厚生年金：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金

## 5 60歳以上で、会社にお勤めの方へ

- 現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。
- 給与の額などに応じて、年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

ご相談は、帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目☎0155-25-8113)  
または、「ねんきんダイヤル」☎0570-05-1165\*までお願いします。

\*IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

問 合 せ 先 住 民 課 住 民 環 境 係 ☎ (574) 2213

▽使用済小型電子電気機器を無償回収

▽年金の請求をお忘れでは

役場だよ